

下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活用して、菊川地域産品の購買力の向上及び消費拡大に資する新商品の開発等に要する費用の一部を補助する下関市菊川地域資源活用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域資源」とは、市長が別に定める農林水産物、鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術及び観光資源をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種及び第5号の市長が別に定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第5号の市長が別に定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第5号の市長が別に定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の市長が別に定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(5) 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに市長が別に定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに市長が別に定める数以下の会社及び個人であって、市長が別に定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(6) 企業組合

(7) 協業組合

(8) 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、市長が別に定めるもの

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する補助対象事業を実施する中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 下関市内に本店又は主たる事業所を有する者

(2) 市税に滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域資源を活用して新商品、パッケージ等（以下「新商品等」という。）の開発、販路開拓等を行い、菊川地域（下関市役所総合支所設置条例（平成17年条例第13号）に規定する菊川総合支所の所管区域をいう。）の地場産業の振興に寄与する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以内とし、補助対象事業1事業当たり25万円を上限とする。

(事業計画の認定申請)

第7条 第10条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、下関市菊川地域資源活用事業計画認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出し、補助対象事業に係る事業計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けなければならない。

(1) 補助対象事業計画書（様式第1号別紙）

(2) 補助対象事業収支予算書（様式第2号）

(3) 会社案内等事業概要の確認ができる資料

(4) 市税を滞納していないことを証明する資料

(5) その他市長が必要と認める書類

(審査会)

第8条 市長は、事業計画の認定に当たり、その適否について下関市菊川地域資源活用事業計画認定審査会（以下「審査会」という。）において意見を聴取する。

2 審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業計画の認定)

第9条 市長は、第7条の規定による認定申請書の提出を受けたときは、前条第1項の規定により聴取した意見を踏まえ、その適否を決定し、適当であると認めるときは、下関市菊川地域資源活用事業計画認定通知書（様式第3号）により当該認定申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により聴取した意見を踏まえ、事業計画の認定が適当でないと認めるときは、事業計画を認定しない旨を当該事業計画に係る認定申請書

を提出した者に通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 前条第1項の規定により事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付申請書（様式第4号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、第7条の規定により提出した認定申請書の添付書類の記載事項に変更があったときは、交付申請書に当該変更後の書類を添付しなければならない。

(交付の決定等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第13条 市長は、交付決定をしたときは、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該交付決定に係る認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、第11条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした認定事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の推進)

第14条 交付決定を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第15条 補助事業者は、第13条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市菊川地域資源活用事業費補助金中止等承認申請書（様式第6号）により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しよう

とするときは、あらかじめ、下関市菊川地域資源活用事業費補助金変更承認申請書（様式第7号）に補助対象事業変更計画書（様式第7号別紙）を添付し、これを市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、交付決定を取り消し、又はその交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 前項の場合においては、第13条の規定を準用する。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は第13条第1項の規定による通知のあった日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、下関市菊川地域資源活用事業費補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第8号別紙）
- (2) 補助対象事業収支精算書（様式第9号）
- (3) 補助対象事業の成果を説明する資料
- (4) 補助対象事業により完成した新商品等の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第18条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第19条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

- 2 第17条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第20条 第18条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付請求書(様式第11号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第21条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第23条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第18条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(質問等)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問を行い、報告

を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示を行い、又は第22条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第26条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

区 分	内 容
謝 金	新商品等の開発、販路開拓等に関する専門家（以下「専門家」という。）に支払う謝金
旅 費	専門家及び従業員に支給する旅費
賃 金	賃金（パート・アルバイトに支給するものに限る。）
事 業 費	原材料費、機械・設備等費、委託・外注費、産業財産権等取得費、展示会出展料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、使用料及び消耗品費

備考

- 1 賃金は、補助対象経費の合計額（以下「合計額」という。）が50万円以上の場合にあつては25万円を上限とし、合計額が50万円未満の場合にあつては当該合計額の2分の1の額を上限とする。
- 2 機械・設備等費は、新商品の開発等に必要不可欠なもの（購入金額の総額が10万円を超えないものに限る。）で、かつ、合計額の2分の1の額を上限とする。
- 3 委託・外注費は、合計額が50万円以上の場合にあつては25万円を上限とし、合計額が50万円未満の場合にあつては当該合計額の2分の1の額を上限とする。
- 4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 5 この表に掲げる経費に該当するものであつても、市長が販売に要する経費と認めるものについては、補助対象経費としない。
- 6 補助対象経費に該当する経費であつても、本市の他の補助制度の適用を受けた場合であつて、当該補助制度の補助の対象となる経費と重複するものについては、補助対象経費としない。
- 7 補助対象事業において、国庫補助金等本市以外の他の補助金・助成金等の交付決定を受けた場合は、当該交付決定を受けた補助金・助成金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

住 所 _____
申 請 者 名 称 _____
代表者名 _____

下関市菊川地域資源活用事業計画認定申請書

下関市菊川地域資源活用事業費補助金に係る事業計画について認定を受けたいので、
下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を
添えて申請します。

関係書類

- 1 補助対象事業計画書（様式第1号別紙）
- 2 補助対象事業収支予算書（様式第2号）
- 3 会社案内等事業概要の確認ができる資料
- 4 市税を滞納していないことを証明する資料
- 5 その他市長が必要と認める書類

(様式第1号別紙)

補助対象事業計画書

1 事業者名等

事業者名		代表者名	
担当者名		T E L	
E-mail		F A X	
所在地			
設立年月日	年 月 日	資本金	千円
従業員数		売上高(直近)	千円
業種		業務内容	

2 総括表

補助対象事業名				
地域資源名				
事業概要				
事業実施期間	年 月 ~	年 月		
・総事業額及び補助金申請予定額				
総事業額	円	補助金申請予定	円	
・補助対象経費(内訳)				
	補助対象経費	金額(円)	比率	説明・積算内訳
	謝金			
	旅費			
	賃金			
事業費	原材料費			
	機械・設備等費			
	委託・外注費			
	産業財産権等取得費			
	諸費(庁費)			
	その他			
	合計		100%	
備考				
1 総事業額及び補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いて記入すること。				
2 補助金申請予定額は、1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。				

3 事業内容

(1) 事業目標

(2) 具体的事業内容

(3) 市場性（ニーズ、市場規模、販売方法、販売ルート、ターゲット及び価格）

(4) 新規性・競争力（新たな発想、工夫及び独自性・優位性）

(5) 予想される課題と対策

(6) 生産・供給体制

(原料調達)

(生産体制)

(7) 事業計画に係る商品・役務の売上収支計画

(単位：千円)

	1年目 (年 月期)	2年目 (年 月期)
売上高		
うち域外		

(売上計画の内訳)

(単位：個、千円)

商品・役務名		1年目 (年 月期)	2年目 (年 月期)
	生産数量		
	売上数量		
	売上高		
	生産数量		
	売上数量		
	売上高		
	生産数量		
	売上数量		
	売上高		
	生産数量		
	売上数量		
	売上高		

(8) 事業を実施する際の連携体制

(9) 事業実施スケジュール

様式第2号（第7条関係）

補助対象事業収支予算書

（ 年 月 ～ 年 月分）

1 収入の部

経費区分	総事業額（円）	備 考
補 助 金		
借 入 金		
自己資金		
そ の 他		
計		

2 支出の部

経 費 区 分		総事業額（円）	補助対象経費 （円）	補助対象経費の 説明・積算内訳
謝 金				
旅 費				
賃 金				
事 業 費	原 材 料 費			
	機 械 ・ 設 備 等 費			
	委 託 ・ 外 注 費			
	産 業 財 産 権 等 取 得 費			
	諸 費 （ 庁 費 ）			
そ の 他				
計				

備考

- 1 総事業額及び補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いて記入すること。
- 2 総事業額及び補助対象経費は、補助対象事業計画書（様式第1号別紙）の「2 総括表」の金額と一致すること。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

申請者氏名

下 関 市 長



下関市菊川地域資源活用事業計画認定通知書

年 月 日付け下関市菊川地域資源活用事業計画認定申請書にて提出
があった事業計画について、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱第8条第
1項に規定する審査会の意見を踏まえ、審議・検討を行い、下記のとおり本事業の事
業計画として認定したので、同要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 事業実施期間
- 3 そ の 他

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

住 所 _____
申 請 者 名 称 _____
代表者名 _____

下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付申請書

下関市菊川地域資源活用事業費補助金の交付を受けたいので、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業名 _____
- 2 総事業額 _____ 円
- 3 補助対象経費 _____ 円
- 4 補助金の交付申請額 _____ 円
- 5 添付書類（認定申請書に添付した書類のうち、変更があったもの）

申請者氏名

下 関 市 長



下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市菊川地域資源活用事業費補助金の交付について、下記のとおり交付を決定したので、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 _____ 円

2 交付条件

- (1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助対象事業完了後、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱第17条の規定により実績報告を行うこと。
- (3) 提出書類に虚偽事項の掲載があったとき、補助金の交付に関し不正があったとき、その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

住 所 _____
申 請 者 名 称 _____
代表者名 _____

下関市菊川地域資源活用事業費補助金中止等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった下関市菊

川地域資源活用事業費補助金に係る補助対象事業を下記の理由により { 中止 }
{ 廃止 } したい
ので、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、
承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する補助対象事業名

2 理由

3 中止の期間（廃止の時期）

様式第7号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

住 所 _____
申 請 者 名 称 _____
代表者名 _____

下関市菊川地域資源活用事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった下関市
菊川地域資源活用事業費補助金に係る補助対象事業を別紙（様式第7号別紙）のと
おり変更したいので、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱第16条第1項の
規定により、承認を申請します。

(様式第7号別紙)

補助対象事業変更計画書

1 補助対象事業名 _____

2 事業内容の変更点とその理由

(変更前と変更後が明確にわかるように記載すること。)

(1) 事業内容の変更点
(2) 事業内容を変更する理由

3 経費の配分

経費区分	総事業額 (円)		補助対象経費 (円)		説明・積算内訳
	変更前	変更後	変更前	変更後	
謝金					
旅費					
賃金					
事業費	原材料費				
	機械・設備等費				
	委託・外注費				
	産業財産権等取得費				
	諸費(庁費)				
その他					
計					

備考

- 1 補助対象事業の内容の変更のみで、経費の配分に変更が生じないときは、この表の作成は必要としない。
- 2 総事業額及び補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いて記入すること。

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

住 所 _____
申 請 者 名 称 _____
代表者名 _____

下関市菊川地域資源活用事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった下関市菊川地域資源活用事業費補助金について、補助対象事業を完了したので、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業名 _____
- 2 交 付 決 定 額 _____ 円
- 3 補助対象経費の額 _____ 円
（実績額）
- 4 事業完了年月日 _____ 年 月 日
- 5 添付書類
 - （1）補助対象事業実績報告書（様式第8号別紙）
 - （2）補助対象事業収支精算書（様式第9号）
 - （3）補助対象事業の成果を説明する資料
 - （4）補助対象事業により完成した新商品等の写真
 - （5）その他市長が必要と認める書類

(様式第8号別紙)

補助対象事業実績報告書

(1) 事業実施期間			
開始日	年	月	日
終了日	年	月	日
(2) 事業内容			
(3) 実施結果			
(4) 今後の事業化に向けた計画及び課題			

様式第9号（第17条関係）

補助対象事業収支精算書

（ 年 月 ～ 年 月分）

1 収入の部

経費区分	総事業額（円）	備 考
補 助 金		
借 入 金		
自己資金		
そ の 他		
計		

2 支出の部

経 費 区 分		総事業額（円）	補助対象経費 （円）	補助対象経費の 説明・積算内訳
	謝 金			
	旅 費			
	賃 金			
事 業 費	原 材 料 費			
	機 械 ・ 設 備 等 費			
	委 託 ・ 外 注 費			
	産 業 財 産 権 等 取 得 費			
	諸 費 （ 庁 費 ）			
	そ の 他			
	計			

備考

- 1 総事業額及び補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いて記入すること。
- 2 補助対象事業を委託（外注）したときは、補助対象経費の説明・積算内訳欄に当該委託（外注）先を記入すること。

様式第10号（第18条関係）

第 号
年 月 日

申請者氏名

下 関 市 長



下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった下関市菊川地域資源活用事業費補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり補助金額を確定したので、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱第18条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名 _____

2 補助金の交付決定額 _____ 円

3 補助金の交付確定額 _____ 円

様式第11号（第20条関係）

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

住 所 _____
申 請 者 名 称 _____
代表者名 _____

下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知があった下関市菊川地域資源活用事業費補助金について、下関市菊川地域資源活用事業費補助金交付要綱第20条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助対象事業名 _____

2 請 求 額 _____ 円

3 振 込 先 金融機関名及び支店名 _____

預 金 種 別 _____

口 座 番 号 _____

(フリガナ)
口 座 名 義 人 _____